

○常総衛生組合職員の定年等に関する規則

昭和62年3月3日

常総衛生組合規則第4号

改正 令和5年3月30日 組合規則第2号

第1条 常総衛生組合職員の定年等に関する規則については、常総市職員の定年等に関する規則（令和5年常総市規則第15号）の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年組合規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。